

令和5年第8回教育委員会定例会

開会年月日 令和5年4月27日(木)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 堀 和 夫
同 委員 岡 田 行 雄
同 委員 坂 口 節 子
同 委員 中 田 尚 代
同 委員 仲 山 英 之

議 題

1 陳情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書
〔継続審議〕

2 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

3 報告

(1) 教育長報告

教科書展示会の開催について
その他

開 会 午前 10時00分

閉 会 午前 10時39分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	三 浦 康 彰
教育振興部教育総務課長	櫻 井 和 之
同 教育施策課長	枝 村 聡
同 学務課長	杉 山 賢 司
同 学校施設課長	柴 宮 深
同 保健給食課長	唐 澤 貞 信
同 教育指導課長	山 本 浩 司
同 副参事	風 間 浩 也
同 学校教育支援センター所長	村 瀬 美 紀
同 光が丘図書館長	山 崎 直 子

こども家庭部長

関 口 和 幸

こども家庭部子育て支援課長

山 根 由美子

同 こども施策企画課長

佐 藤 重 康

同 保育課長

清 水 輝 一

同 保育計画調整課長

山 口 裕 介

同 青少年課長

小 島 芳 一

同 子ども家庭支援センター所長

橋 本 健 太

教育長

ただいまから、令和5年第8回教育委員会定例会を開催する。
案件に沿って進めさせていただく。
本日の案件は、陳情1件、協議1件、教育長報告1件である。

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書
〔継続審議〕

教育長

初めに陳情案件である。継続審議中の陳情1件については、事務局より、新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。
したがって、本日のところ、継続といたしたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。継続審議中の協議1件についても、本日のところ継続とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

- (1) 教育長報告
教科書展示会の開催について

教育長

次に、教育長報告である。本日は1件、教科書展示会の開催についてご報告をさせていただくが、今後、学校現場ではデジタル教科書の活用が広がっていくことが見込まれている。

そこで、本日は、デジタル教科書がどのようなものか、委員の皆様にご体験をしていただきたいと考えている。

体験は、本件のご報告および質疑応答の後に行うので、よろしく願います。
それでは、報告の 番について説明をお願いします。

学校教育支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

ただいまの説明について、ご質問等があれば、願います。
仲山委員。

仲山委員

これを見た方が、意見を言える。その意見は、その後、私たちがどの教科書を使う
かを決めるときに参考になるよう、時期的には間に合うものなのか。

学校教育支援センター所長

来場者からいただいたご意見については、ご意見箱に入れていただく形で集約を
一旦させていただきます。いただいたご意見は、全文の写しを委員の皆様にお渡しする予
定となっている。

採択のご参考にしていただくような形になっている。

仲山委員

分かった。ありがとう。

教育長

よろしいか。
ほかにないか。
坂口委員。

坂口委員

今は私たちの手元に、個人的に見られるけれども、最初の頃はなくて、私も支援セ
ンターの教科書のところに行ったことがあるし、近くの図書館の展示会に参加した
ことがある。その体験は何がいいかということ、別に身分を言い合うわけではないが、
現場に学校の先生らしい方がいらっしゃるので、ちょっとした意見交換ができて、私
は大変、展示会に意味があるということがよく分かった。展示会で出た意見は、やっ
ぱり参考になるし、直接学校まで出向いて現場の先生方になかなかお会いできない
が、こういう公の場所だったら、意外に出会えるということがあるので、そういう意
味があると思う。

教育長

私からもお聞きするが、まず、見本本というのはどのくらい来るものなのだろうか。

教育委員の皆さんにご覧いただくのと、展示会で使うのと、事務局内で活用するのと合わせて、過去より増えているのか減っているのか、同じなのか。

それから、2点目だが、先生方だけの展示会というのはあるのだろうか。ここに書いてある展示会というの是一般の方々もご覧いただけるようなものであるが、そういうのがあるかというのをお答えいただきたいと思う。

教育指導課長

教科書展示会用に送付されるものと、また別途、教育指導課のほうに教科書の見本が配付される予定であって、教育指導課のほうには全部で12セットほど、ゴールドンウィーク明けにはほぼ全部そろうというような予定である。例年どおり、今年も配付されると伺っているところである。教育長、それから教育委員の皆様には、それぞれ1セットずつお渡しできるよう準備をしているところである。

また、学校の教員のほうも、今、学校教育支援センター所長からお話があった、一般の方の向けの展示会とは別に、5月から6月にかけて、学校の教員向けの展示会というのも別途予定しているところであって、そちらのほうは、指導課のほうに配付されたものを使いながら、公開するといったような予定である。

教育長

ありがとう。

この資料にあるが、教科書の発行に関する臨時措置法というのがあって、都道府県教育委員会では、教科書展示会を文部科学省の指示する時期に開かなければならないとなっている。その期間が6月1日から7月31日までの間の文科省から指示のあった期間と。これが今回の期間になっている。

その措置法の施行規則に、都道府県は複数の教科書展示会を開いてもよいとなっていて、その一翼が練馬区の教科書センターである。教科書センターという名称は、区独自につくった名前ではなくて、これは全国津々浦々、教科書センターという名前で、文科省のサイトをご覧いただくと、北海道から沖縄まで、各自治体について記載がされていて、そして、地番まで書いてある。練馬区の教科書センターというのは、学校教育支援センターの所在地が書いてあって、学校教育支援センターの中にあるということが明示されている。

町村で小さいところについては、複数の自治体で共同運営しているところもあるようだが、基本的に1自治体1か所の教科書センターを設置ということで、今回、国から指示があったこの14日間の法定展示と、教科書採択のある前の年に、さらにそれに先立つ10日間ということで、土曜日曜休館であっても、この展示会の日には開館をして、この期間中に運用するということである。

2番の区の独自展示なのだが、これをやるというのは、これは区の独自ということで、任意である。教科書展示会は絶対やらなければいけないが、さらに区民の皆様にご覧いただけるようにということで、図書館を借用して、おのおの教科書の見本本をリレーしながら3か所で行うというやり方である。

ほかに何かないか。よろしいか。

それでは、そのようにさせていただく。
それでは、冒頭にお諮りをしたデジタル教科書の体験をしていただきたいと思います。
準備をしながら、説明をよろしく願います。

教育施策課長

デジタル教科書について説明を行いながら体験

教育長

ありがとう。
来年の採択の候補には、こういうのは出てくるのか。

教育指導課長

学習者用デジタル教科書について、今回、採択事務でどう関わっていくかというお話であるが、文部科学省の採択事務処理通知の中では、こういう考え方である。教科書採択は、紙の教科書を決定する行為であり、調査検討の対象は紙の調査であることが基本であると。こういうふうに示されているところである。

一方で、令和6年度以降、英語の学習者用デジタル教科書が紙の教科書と併せて提供される予定であるので、令和5年度の小学校英語の教科書採択については、デジタル教科書を調査し、考慮の1事項とすることができるとされているところである。

今後、5月の上旬を目途として、英語のデジタル教科書の一部を見本として提供される予定であるということであるので、それを見ながら、一部の考慮をしていくというような状況である。

教育長

ありがとう。
ほかに何かご質問等はないか。

坂口委員

今の状況をもう1回確認したいのだが、紙の教科書で検定の判断をする。でも、デジタルは英語ができているということか。今、私たちが見せていただいたような。

教育指導課長

令和6年度に無償提供されるものとして、英語だけは紙とデジタルは両方提供されるということなので、採択のときにも、デジタル教科書の一部を見本として示されるということになる。

坂口委員

分かった。全ての教科がデジタルになっているわけではない。

教育長

ほかはないか。
仲山委員。

仲山委員

無料というのは、紙の教科書を採択した場合に、無料でデジタルがついてくるという意味の無料か。

教育指導課長

例えば、ある教科書会社の英語の教科書を採択したと。その場合、その教科書会社から、紙の教科書とデジタル教科書の両方を提供していただけると。配布されるということになる。

仲山委員

そうすると、この教科書は、今回、無料でデジタルがついてくるから、お得なので、ここの教科書がいいなという判断もあるかと思うのだが。

教育指導課長

英語の教科書を発行する予定の全ての教科書会社が、両方とも用意しているという。

仲山委員

だとすれば、今度は、採択を決めるときには、デジタル教科書のほうもどんな使い具合かを見ないと、英語の教科書に関しては採択ができないと思うのだが。

教育指導課長

委員おっしゃるとおり、両方の要素を見比べることになる。ただ、今、委員の皆様にご覧いただいたのは、今年度、子供たちが実証事業の中で提供されているもので、来年、無償配布されるデジタル教科書というのは、今体験したものと、大きく違って、かなり最小限の機能しかつけていない。基本的には、PDFにしたものであり、音声読み上げ機能とか、こうやって拡大したり縮小したり、かなり機能が限定されるということなので、チェックする項目はかなり減ってくるかと思う。

教育長

それでは、例えば100ページの教科書を選んだら、デジタル教科書は100ページ掲載されないかもしれないということか。それとも、機能だけが少し簡素化されているというか、どちらか。

教育指導課長

見本として提供されるものでいうと、デジタル教科書の一部を紹介していただけるということだけ、提供のお話を受けているものである。実際、まだ手にしていないの

で、どういったものかはこれから確認をさせていただこうと思う。

教育長

では、全ページではないかもしれないということである。
ほかはないか。よろしいか。
それでは、当方でご用意した案件は以上であるが、事務局から何かあるか。

事務局

現在のところ、ほかはない。
以上である。

教育長

では、委員の皆様方から何かあるか。
それでは、ないようなので、ただいまをもって、令和5年第8回教育委員会定例会を終了とさせていただきます。お疲れさま。